

○農林水産省令第二十九号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十六条の三の規定に基づき、土地改良法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十九年五月十九日
 農林水産大臣 山本 有二

土地改良法施行規則の一部を改正する省令
 土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。
 第九十二条の四第一項第一号中「又は第三項」を「若しくは第三項又は第十七条の七第一項若しくは第三項」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第四十六号）の施行に伴い、農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十九年五月十九日
 農林水産大臣 山本 有二

農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令
 農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（出願料軽減申請書の様式） 第一条 福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第十五号。以下「令」という。）第三十七条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第一号により作成しなければならない。 （登録料軽減申請書の様式） 第二条 令第三十八条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第二号により作成しなければならない。</p>	<p>（出願料軽減申請書の様式） 第一条 福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第十五号。以下「令」という。）第二十四条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第一号により作成しなければならない。 （登録料軽減申請書の様式） 第二条 令第二十五条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第二号により作成しなければならない。</p>
<p>（出願料軽減申請書の添付書面の省略） 第三条 令第三十七条第一項又は第三十八条第一項の申請書（以下この条及び次条において「出願料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において既に農林水産大臣に提出した者は、当該他の出願料軽減申請</p>	<p>（出願料軽減申請書の添付書面の省略） 第三条 令第二十四条第一項又は第二十五条第一項の申請書（以下この条及び次条において「出願料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において既に農林水産大臣に提出した者は、当該他の出願料軽減申請</p>

<p>書等に添付した令第三十七条第一項に規定する申請に係る出願品種が福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第六十五条第一項の認定を受けた産業復興再生計画（法第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画をいう。第五条において同じ。）に定められた法第六十一条第二項第三号ハに規定する新品種育成事業（以下この条及び次条において「認定新品種育成事業」という。）の成果に係るものであることを証する書面若しくは令第三十七条第二項各号に掲げる書面又は令第三十八条第一項に規定する申請に係る登録品種が認定新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、出願料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。</p>	<p>書等に添付した令第二十四条第一項に規定する申請に係る出願品種が福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第六十五条第一項の認定を受けた産業復興再生計画（法第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画をいう。第五条において同じ。）に定められた法第六十一条第二項第三号ハに規定する新品種育成事業（以下この条及び次条において「認定新品種育成事業」という。）の成果に係るものであることを証する書面若しくは令第二十四条第二項各号に掲げる書面又は令第二十五条第一項に規定する申請に係る登録品種が認定新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、出願料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。</p>
--	--

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項の規定を実施するため、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十九年五月十九日
 農林水産大臣 山本 有二

森林法施行規則の一部を改正する省令
 森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項第一号中「同条第三項に規定する」を削る。

附則第六項第二号を次のように改める。

二 福島県知事から要請があり、かつ、国が、福島県における保安施設事業の実施体制その他の地域の実情を勘案して、次のイ又はロに掲げる区域の復興及び再生のため、当該イ又はロに定める計画に基づく保安施設事業（前号に該当するものを除く。）を特に行う必要があると判断したとき。
 イ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第五号に規定する避難解除等区域。同法第七条第一項に規定する避難解除等区域復興再生計画（同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。）

口 福島復興再生特別措置法第十七条の七第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域。同項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画（同法第十七条の二第二項第六号に掲げる事項に係る部分に限る。）

附則

この省令は、公布の日から施行する。